

令和 8 年度 磐田市立総合病院院内保育所跡地活用運営事業者募集 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、磐田市立総合病院が貸し付ける施設において行う認可外保育所事業の運営事業者を選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

- (1) 事業名 磐田市立総合病院院内保育所跡地活用事業
- (2) 内 容 「磐田市立総合病院院内保育所跡地活用事業所募集プロポーザル実施に係る仕様書」のとおり
- (3) 契約日 令和 9 年 4 月 1 日
- (4) 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで
- (5) 使用形態 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用する。

3 選定方法 公募型簡易プロポーザル方式

4 担当課（問合せ先）

住 所 438-8650 静岡県磐田市大久保 512 番地 3
磐田市立総合病院 病院事務部病院総務課庶務グループ（担当：山本洋子）
電話番号 0538-38-5000（内線 8736）
FAX番号 0538-38-5050
メールアドレス byoin-kanri@city.iwata.lg.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 磐田市物品製造等に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 23 年磐田市告示第 55 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を

受けている者を除く。) でないこと。

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。（同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (7) 市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) プロポーザル参加表明書の提出期限の日までに、静岡県西部地域（浜松市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町、磐田市）において 3 年以上認可又は認可外保育所の運営実績があること。

6 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる実施事業者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告	令和 8 年 8 月 7 日（金）	磐田市立総合病院ウェブサイトへの掲載
2	施設見学申込期限	令和 8 年 8 月 17 日（月）	
3	施設見学	令和 8 年 8 月 21 日（金）	こすもす保育園見学
4	質問書提出期限	令和 8 年 8 月 26 日（水）	電子メールのみ受付
5	質問回答の公表	令和 8 年 8 月 31 日（月）	磐田市立総合病院ホームページへの掲載
6	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	令和 8 年 9 月 3 日（木）	持参又は郵送による提出
7	参加資格確認結果通知	令和 8 年 9 月 7 日（月）	電子メールによる通知
8	企画提案書等提出期限	令和 8 年 9 月 24 日（木）	持参又は郵送による提出
9	プロポーザル参加辞退届の提出期限		持参又は郵送による提出
10	プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8 年 10 月 6 日（火）	会場、時間は別途通知
11	優先交渉権者の特定等結果通知	令和 8 年 10 月 8 日（木）	電子メールによる通知及び磐田市立総合病院ホームページへの掲載
12	契約	令和 9 年 4 月 1 日	

7 施設見学申込

参加表明書の提出に先立ち、施設見学を行う。参加を希望する業者は、申込みをして見学に参加する。

- (1) 受付期間 令和 8 年 8 月 7 日（金）から同年 8 月 17 日（月）まで（最終日は、午後 3 時までとする。）
- (2) 受付方法 「施設見学参加申込書」に記入のうえ、電子メールで送付すること。

また、申込書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。

(3) 見学会実施日 令和8年8月21日(金)

メールアドレス byoin-kanri@city.iwata.lg.jp

8 質問書の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間 令和8年8月17日(月)から同年8月26日(水)まで(最終日は、午後3時までとする。)

(2) 受付方法 「参加表明に関する質問書」に記入のうえ、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス byoin-kanri@city.iwata.lg.jp

電話番号 0538-38-5000(内線 8736)

(3) 質問回答日 令和8年8月31日(月)

(4) 回答方法 磐田市立総合病院ホームページに掲載

(5) その他 質問に対する回答内容は、「磐田市立総合病院院内保育所跡地活用運営事業者募集プロポーザル実施要領」の追加又は修正として取り扱うものとする。

9 参加表明書等の提出

(1) 提出期間 令和8年8月26日(水)から同年9月3日(木)までの午前8時30分から午後5時00分まで(最終日は、午後3時までとする。)

(2) 提出先 磐田市立総合病院 病院事務部病院総務課庶務グループ担当

(3) 提出方法 持参(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)又は郵送(提出期限までに必着のこと。)

(4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式-3	1部
2	組織概要書	様式-4	1部
3	経営基盤及び運営実績	様式-5	1部
4	国税及び地方税の未納がないことを証明する書類		各1部
5	財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)もしくは財務状況のわかるもの(確定申告書)		1部

10 参加資格要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書等で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和8年9月7日（月）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5日以内（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に書面（任意書式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

11 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、以下に示す企画提案書等を提出するものとする。

- (1) 提出期間 令和8年9月7日（月）から同年9月24日（木）までの午前8時30分から午後5時00分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 磐田市立総合病院 病院事務部病院総務課庶務グループ
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 指定の様式（紙）による（参考資料の添付ができるものとする。）

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書	様式－7	10部
2	職員大量離職等のトラブルの有無	様式－8	10部

(5) 留意事項

- ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ウ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- エ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- オ 選定委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。
なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとする。
- カ 文字の大きさは、原則として12ポイント以上とすること。

12 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届」を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年9月7日（月）から令和8年9月24日（木）までの午前8時30分から午後5時00分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 磐田市立総合病院 病院事務部病院総務課庶務グループ担当

- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

13 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日 時 令和8年10月6日（火）詳細（時間・場所）は、別途通知する。
- (2) 実施場所 磐田市立総合病院
- (3) 出席者 2人以内とする。
- (4) 所要時間 企画提案者当たり 30分以内とする。
 ・プレゼンテーション 15分以内
 ・質疑応答 10分程度
- (5) 実施の順番 企画提案書の受付順とする。
- (6) その他
 ア プレゼンテーション及びヒアリングの際、出席者は、自ら作成した任意の名札を着用すること。
 イ プレゼンテーションは基本的に提出資料を用い、補助としてパワーポイント等による明示や紙資料での明示を可能とする。
 ウ プレゼンテーションに当たって機器（パソコン及びプロジェクター等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、スクリーン及びホワイトボードは、当院で用意する。
 エ 必要機器のセッティング及び片付けの時間は、プレゼンテーション及びヒアリング所要時間（30分）に含めるものとする。
 オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

14 評価項目及び評価基準

企画提案書等に対する評価項目及び評価基準は、下記のとおりとする。

(1) 「経営基盤及び運営実績」に対する評価項目及び評価基準

評価対象	評価項目	評価の着眼点（評価基準）	配点				
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
経営基盤及び運営実績	運営実績	県西部において保育所の設置運営事業者として十分な実績がある	5点	4点	3点	2点	1点
	財務状況	組織全体の財務状況が健全であり、保育所運営に必要な経済的基盤を有している	5点	4点	3点	2点	1点
合計			10点				

(2)「企画提案書」に対する評価項目及び評価基準（提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査）

評価対象	評価項目	評価の着眼点（評価基準）	配点				
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
組織の体制	組織体制	組織の体制が整っており、公正かつ透明性の高い事業運営が期待できる	5点	4点	3点	2点	1点
保育方針	保育理念・目標	保育所を運営するにふさわしい保育理念や目標を持っている	5点	4点	3点	2点	1点
	保育計画	年間・月間の保育計画や年間行事は、計画や内容が適切であり、工夫がされている	5点	4点	3点	2点	1点
	1日の流れ	1日の保育の流れは、対象年齢の乳幼児の特性を考慮した内容となっている	5点	4点	3点	2点	1点
	特徴的なプログラム	保育プログラムに特徴がある	5点	4点	3点	2点	1点
運営体制	地域との連携	地域との関わりや対応方法は適切である	5点	4点	3点	2点	1点
苦情処理 安全管理等	苦情処理体制	苦情処理の体制や、意見や要望へ対応する仕組みは検討されている	5点	4点	3点	2点	1点
	事故及び災害時対応	事故及び災害発生時の対応は明確にされているか。また事故防止のための取組みは検討されている	5点	4点	3点	2点	1点
その他	独自の提案	安心・安全を維持したうえで、魅力的な提案がされている	5点	4点	3点	2点	1点
合計			45点				

(3)「経営基盤及び運営実績」、「企画提案書」に対する評価項目及び評価基準は、上記表の配点（計55点満点）で評価する。

評価点	採点基準
5点	非常に優秀（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4点	優秀（趣旨以上の効果が期待できる）
3点	普通（趣旨に合致している）
2点	やや劣る（趣旨に一部合致していない）
1点	劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）

15 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

ア 企画提案書の審査は、選定委員会で行う。

イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、選定委員が、本要領14で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、選定委員全員の合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者とし

て特定する。

ウ 本要領 5 に定める「参加資格要件」及び本要領 11 に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。

エ 適切な提案がない場合（合計点が 60%未満）は、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

（2）審査結果の公表

ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、令和 8 年 10 月 8 日（木）に電子メールにて送付する。

イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和 8 年 10 月 8 日（木）に磐田市立総合病院ホームページで公表する。

ウ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。

エ 企画提案者は、審査の経緯及び結果の説明並びに自己の合計点及び順位の開示を求めることができる。この場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して 5 日以内（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に書面（任意様式）にて請求するものとし、本院は書面にて回答する。なお、評価内容の開示は一切行わない。

16 契約の締結

（1）契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本事業の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

ア 優先交渉権者が審査後、本要領 5 に定める「参加資格要件」を満たすことができなくなったとき

イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき

ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき

エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

（2）契約締結日 令和 9 年 4 月 1 日

17 事業の範囲

本事業の範囲は別紙「磐田市立総合病院院内保育所跡地活用運営事業者募集事業に係る仕様書」を基本とするが、磐田市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。

また、契約内容の調整を行うことがある。

18 その他（留意事項）

（１）プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限が守られていないもの。
- イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

（２）失格となる企画提案者

ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

- (ア) 本要領 13「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合
- (イ) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 本要領に定める手続き以外の方法により、選定委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合

イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

- (ア) プレゼンテーション時に、出席予定者が欠席した場合
- (イ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合
- (ウ) その他選定委員会が不適格と認めた場合

（３）提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。

（４）書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

（５）提出された書類の返却はしないものとする。

（６）電子メール等の通信事故については、本病院はいかなる責任も負わない。

19 様式一覧【別紙「様式集」参照】

様式番号	様式名	要領の 該当箇所
様式－１	施設見学参加申込書	要領 7
様式－２	参加表明に関する質問書	要領 8
様式－３	プロポーザル参加表明書	要領 9
様式－４	組織概要書	要領 9
様式－５	経営基盤及び運営実績	要領 9

様式－６	プロポーザル参加辞退届	要領 12
様式－７	企画提案書	要領 11
様式－８	職員大量離職等のトラブルの有無	要領 11
様式－９	プロポーザル参加資格確認結果通知書	要領 10
様式－10	プロポーザル企画提案書等審査結果通知書	要領 15